

令和6年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

サービス個別 I

- ・ 介護老人保健施設
- ・ (介護予防)短期入所療養介護

**令和6年度
報酬改定における
主な改定事項と
関連Q&A**

1. 協力医療機関

1 提出書類

- ・協力医療機関に関する届出書
- ・各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)

2 提出先

浜松市役所介護保険課

①郵送

②メール kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(メールで提出する場合は、件名を「協力医療機関に関する届出書(事業所名)」
としてください。)

3 提出様式

提出様式につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

**2. リハビリテーション・
個別機能訓練、栄養、口腔の
実施及び一体的取組**

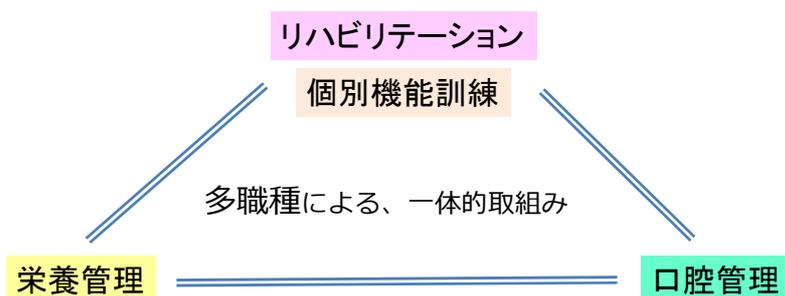
R6年度改定

2. リハ・栄養・口腔の一体的取組

介護保険最新情報 Vol.1217

リハビリテーション・個別機能訓練、 栄養、口腔の実施及び一体的取組について

令和6年3月15日 老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号



3. 認知症短期集中リハビリ テーション実施加算

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

Q: 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問する際、訪問する職種に限定はあるか。

A: 居宅等を訪問する者については、専門職種に限定は行わないが、居宅等の情報がリハビリテーション計画を作成する者に適切に共有することが可能なものが訪問すること。

参照 令和6年度報酬改定Q&A(Vol.2) 令和6年3月19日 問14

4. 科学的介護推進体制加算

R6年度改定

4. 科学的介護推進体制加算

介護保険最新情報 Vol.1216

科学的介護情報システム（LIFE）関連 加算に関する基本的考え方並びに事務 処理手順及び様式例の提示について

令和6年3月15日 老老発0315第4号

- ・加算の様式について入力項目の定義の明確化や項目の見直し等を実施
- ・データ提出頻度を「3月に1回」に見直し
- ・初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることが可能に

R6年度改定

4. 科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム（LIFE）のデータ提出について

Q: 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

A: 「やむを得ない場合」とは以下のような状況が含まれると想定される。

・通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合

・全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合

(次に続く)

参照 令和6年度報酬改定に関するQ&A（Vol.10） 令和6年9月27日 問4

科学的介護情報システム(LIFE)のデータ提出について

A:
(続き)

- ・システムトラブル等により情報の提出ができなかった場合
やむを得ない「システムトラブル等」には以下のようなものが含まれる。
- ▶LIFEシステム本体や介護ソフトの不具合等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
- ▶介護ソフトのバージョンアップ(LIFEの仕様に適応したバージョンへの更新)が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
- ▶LIFEシステムにデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの復旧が間に合わない等、データ提出が困難となった場合

等はやむを得ない場合においては、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。

ただし、情報の提出が困難であった理由については、介護記録等に明記しておく必要がある。

※令和3年度報酬改定Q&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問16は削除する。

参照 令和6年度報酬改定に関するQ&A(Vol.10) 令和6年9月27日 問4

5. 認知症チームケア 推進加算

R6年度改定

5. 認知症チームケア推進加算

厚生労働省通知(令和6年3月18日)

「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項について」

R6年度改定

5. 認知症チームケア推進加算

認知症チームケア推進加算について

Q: 「認知症チームケア推進研修(認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう)」について、研修内容はどのようなものか。また、研修はどこが実施主体となるのか。

(次に続く)

参照 令和6年度報酬改定に関するQ&A(Vol.2) 令和6年3月19日

R6年度改定

5. 認知症チームケア推進加算

認知症チームケア推進加算について

A: 研修内容は、以下に示す認知症の人へのケアに関する内容を含むものとする。

- ・BPSDのとらえかた
- ・重要なアセスメント項目
- ・評価尺度の理解と活用方法
- ・ケア計画の基本的考え方
- ・チームケアにおけるPDCAサイクルの重要性
- ・チームケアにおけるチームアプローチの重要性

(次に続く)

参照 令和6年度報酬改定に関するQ&A(Vol.2) 令和6年3月19日

R6年度改定

5. 認知症チームケア推進加算

認知症チームケア推進加算について

A: (続き)

また、研修の実施主体は、認知症介護研究・研修センター(仙台、東京、大府)であり、全国の介護職員を対象として研修を実施する予定としているが、各都道府県・指定都市が実施主体となることや、各都道府県・指定都市が実施している認知症介護実践リーダー研修に上記の研修内容を追加して実施することは差し支えない。

なお、各都道府県・指定都市において上記の研修を認知症介護実践リーダー研修に追加して実施する場合には、認知症チームケア推進研修の研修内容が含まれた研修を修了した旨を修了証に記載するなど明確になるよう配慮されたい。

参照 令和6年度報酬改定に関するQ&A(Vol.2) 令和6年3月19日

6. 自立支援促進加算

R6年度改定

6. 自立支援促進加算

自立支援推進加算について

Q: 「個々の入所者や家族の希望に沿った、尊厳の保持に資する取組」とは、どのような取組か。
また、希望の確認にあたっては、どのようなことが求められるか。

(次に続く)

参照 令和3年度報酬改定に関するQ&A (Vol.10) 令和3年6月9日

R6年度改定

6. 自立支援促進加算

自立支援推進加算について

A: ・具体的には、要介護状態となる以前の生活にどれだけ近づけるかという観点から、個々の入所者や家族の希望を聴取し、支援計画を作成し、計画に基づく取組を行うなど本人を尊重する個別ケア等により、入所者や家族の願いや希望に沿った、人生の最期までの尊厳の保持に資する取組を求めるものである。

・なお、個々の入所者の希望の確認にあたっては、改善の可能性等を詳細に説明する必要がある。例えば、入所者がおむつを使用している状態に慣れて、改善の可能性があるにも関わらず、おむつの使用継続を希望しているような場合は、本加算で求める入所者や家族の希望とはいえないことに留意が必要である。

参照 令和3年度報酬改定に関するQ&A (Vol.10) 令和3年6月9日

7. 退所時情報提供加算

R6年度改定

7. 退所（院）時情報提供加算

①退所後の主治医との関係

Q: 退所（院）時情報提供加算の算定対象となる退所（院）後の主治の医師について

A: 退所（院）後の主治医が併設医療機関や同一医療機関である場合も算定できる。
ただし、退所（院）施設の主治医と退所（院）の主治医が同一の場所や入所者（入院患者）の入所（院）中の主治医と退所（院）後の主治医が同一の医療機関に所属する場合は算定できない。
なお、退所（院）時情報提供加算は、退所（院）後の主治の医師に対して入所者（入院患者）の紹介を行った場合に算定するものであり、歯科医師は含まない。

参照 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A H15.5.30

8. 生産性向上推進体制加算

R6年度改定

8. 生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

令和6年3月15日付け 老高発0315第4号。令和6年3月29日一部改正。

厚生労働省ホームページ「生産性向上推進体制加算について」もご参照ください。

R6年度改定

8. 生産性向上推進体制加算

介護保険最新情報 Vol.1315 生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

令和6年9月27日 老高発0927第2号

R6年度改定

8. 生産性向上推進体制加算

令和6年度の取組に関する実績データは
令和7年3月31日までに提出をする必要
がある。

報告は原則「電子申請・届出システム」に
よりオンラインで提出する。

「電子申請・届出システム」利用に必要な
「GビズID」(プライム・メンバー)の作成に
は、**数週間**を要することに留意。

R6年度改定

8. 生産性向上推進体制加算

ジー アイディー
G ビズ ID については

デジタル庁ホームページをご確認ください。

ホームページ: [Gbiz-id.go.jp/top/](https://gbiz-id.go.jp/top/)

お問合せ先

浜松市 介護保険課
指導グループ

053-457-2875

お疲れさまでした。

受講確認票の提出を
お願いします。